

京都市訓令甲第 8 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市長 門 川 大 作

第10条第2項中「総合企画局情報化推進室情報政策課長」を「総合企画局情報化推進室情報セキュリティ・ICT推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)